

いじめ防止において必ず取り組む18の項目

本ページでは、「いじめ防止の取組を推進する6つのポイント」に基づき、教員が必ず取り組む項目を18にまとめている。日常における自身のいじめ防止の取組を点検・評価し、改善を図り、対応力を高めることが大切である。

※ この18の項目は、ふれあい月間「教職員シート」（90ページ参照）に対応している。

ポイント1 軽微ないじめも見逃さない <教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知>

未 未然防止 発 早期発見 対 早期対応 重 重大事態への対処

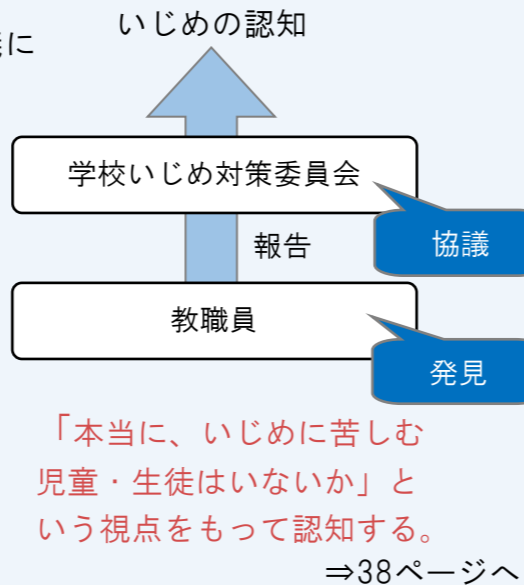
①定義に基づく確実ないじめの認知

発

○いじめ防止対策推進法に規定されている「いじめ」の定義に基づき、確実にいじめを認知しているか。

いじめの定義

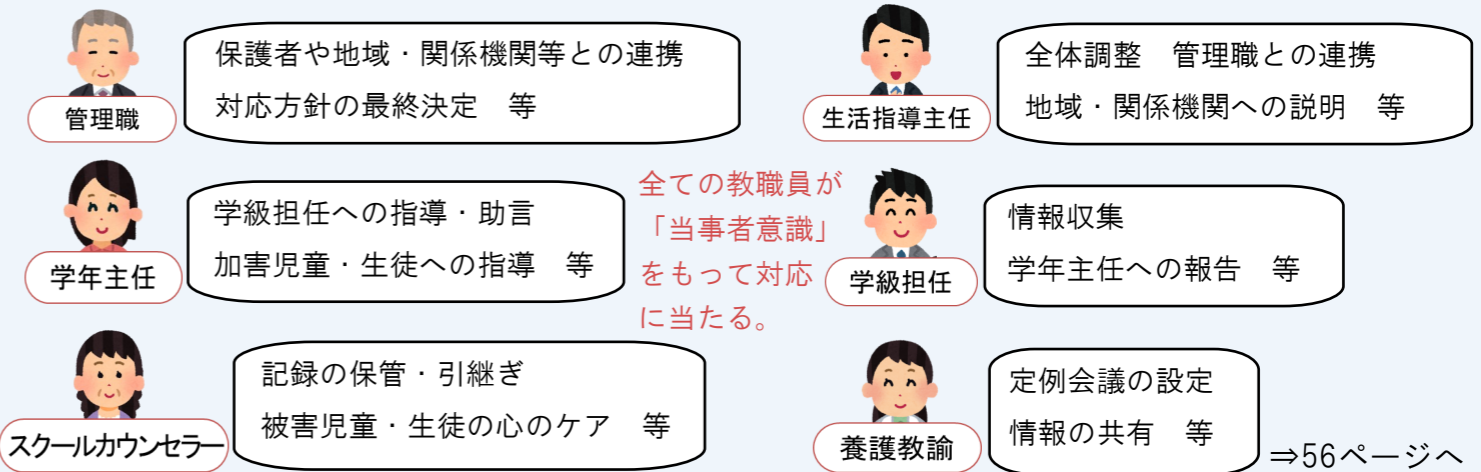
- 1 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童・生徒であること
- 2 AとBの間に一定の人間関係があること
- 3 Aの行為がBに対して心理的または物理的な影響を与えていること
- 4 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること



②対応方針・役割分担の協議

対

○いじめやいじめの疑いのある事例について、学年や「学校いじめ対策委員会」と対応方針や役割分担を協議しているか。



ポイント2 教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組む <「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応>

③年3回以上の研修の実施

未

○年に3回以上、いじめ防止等のための校内研修やOJT等を受け、日常の指導に生かしているか。



いじめ総合対策【第2次・一部改定】
下巻 [実践プログラム編] 等を参考

教職員一人一人の対応力の向上を図る。

⇒27ページへ

④学校いじめ対策委員会についての理解

未 発 対 重

○「学校いじめ対策委員会」の職務内容や構成メンバーについて理解しているか。

- 学校いじめ対策委員会
いじめ防止対策において中核となる組織
- ・年間計画の作成と実施
 - ・記録の保管と引継ぎ
 - ・学校サポートチーム会議の実施
 - ・学校評価の実施や「学校いじめ防止基本方針」の改訂 等

未然防止から
対応まで

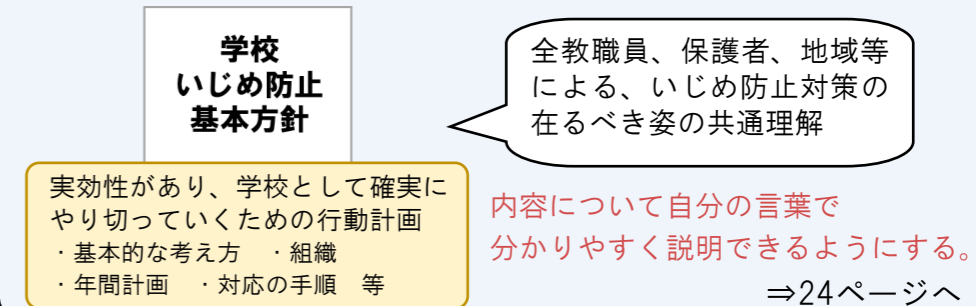
あなたの学校の構成メンバー

⇒25～26ページへ

⑤基本方針の理解

未 発 対 重

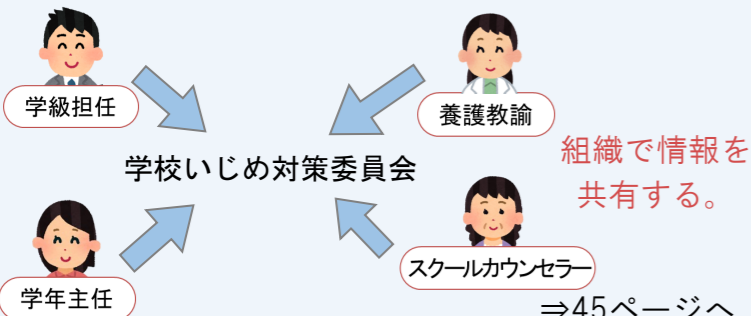
○自校の「学校いじめ防止基本方針」の内容について理解しているか。



⑥学校いじめ対策委員会への報告

未 発

○児童・生徒の気になる様子を把握した場合に、小さな事例でも「学校いじめ対策委員会」へ報告しているか。



⑦重大事態の定義・対処

重

○いじめ防止対策推進法に規定されている「重大事態」の定義と対処について理解しているか。

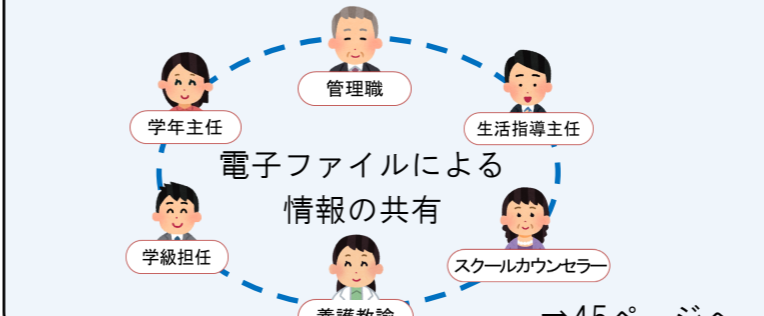
- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

被害児童・生徒や保護者からの申立てがあったときも「疑いがある」と考える。⇒70ページへ

⑧情報共有シートの活用

発 対

○いじめの事案について、児童・生徒の実態や指導の経過等の情報を、定められた様式の電子ファイルに入力し、校内で共有しているか。



⑨学校評価の活用

未

○いじめ対策に関する学校評価の結果を受け、自身の取組を振り返ったり、改善を図ったりしているか。



ポイント3 相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通す ＜教育相談体制の充実＞

⑩児童・生徒アンケートの実施

発

○いじめを把握するためのアンケートを年3回以上実施し、その内容を教職員間で共有しているか。

不安や悩みに関するアンケート

4月から今日までのことで、当てはまるものに○を付けてください。(学校のことや、学校以外のことなど、全ての欄を必ず見てください。)

1 自分ごとについて

質問	ある	ない
1 学校のことや友達のこと、気になること、悩みごとなどについて		
2 授業や学校生活の中で、気になることや悩んでいることがある。		
3 学校の行事などで、気になることや悩んでいることがある。		
4 ひどくぶつがたり、お話をたがう		
5 お話を聞かれない		
6 学校生活全般について		
7 学校生活全般について、気になることや悩んでいることがある。		
8 メール、ネット、SNSなどで、嫌なことを書かれる。		
9 嫌なことを書かれた。		
10 その嫌なことを書かれた。		

2 周りの人のこと

質問	ある	ない
1 学校のこと		
2 授業や学校生活のこと		
3 学校の行事		
4 学校に行きたくないと書いている人がある。		
5 書き込んでいるのがつらいと思うことがある。		

3 気になることや悩んでいること

質問	ある	ない
1 誰やかさねられた		
2 仲間外れにされた		
3 ひどくぶつがたり		
4 ひどくぶつがたり、お話をたがう		
5 お話を聞かれない		
6 お話を聞かれない		
7 学校生活全般について		
8 メール、ネット、SNSなどで、嫌なことを書かれる。		
9 嫌なことを書かれた。		
10 その嫌なことを書かれた。		

4 相談したいことがある場合は、ここに書き込んでください。

いじめやいじめの疑いがある状況を認知するための重要な参考資料とする。

実施方法や質問項目は、子供の実態を踏まえ、学校や学年ごとに検討する。

周囲の子供に気付かれることなく、安心して悩みを記述できるように配慮する。

アンケート用紙は、「文書管理規則」等に基づき、**全員分**を確実に保管する。

⇒47～48ページへ

⑪SOSの出し方に関する教育の推進

未

○子供に対して、不安や悩みがある場合は、些細なことでも担任や他の教職員に相談するよう指導しているか。

身近にいる信頼できる大人にSOSを出すことができるようにする。

身近にいる大人や友達がSOSを受け止め、支援できるようにする。

DVD教材等を活用した指導
いずれかの学年で年間1単位時間以上

全ての子供たちを対象とした指導
「身近にいる信頼できる大人に相談することの大切さ」

校長講話 学級指導 相談窓口一覧配布時

年間計画に位置付け、全教職員による計画的な指導を
子供の不安や悩みを十分に聴き取る。

⇒30ページへ

ポイント4 子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにする ＜日常の授業から、話し合い等を通して多様性を認め合う態度を育成＞

⑫いじめに関する授業の実施

未

○いじめに関する授業を年3回以上計画し、実施しているか。



いじめ総合対策
【第2次・一部改定】下巻
【実践プログラム編】



ウェブサイト「考えよう!
いじめ・SNS@Tokyo」

いじめ問題に対応できる力を身に付ける学習になっているか。
自己の生き方についての考えを深める学習になっているか。
⇒29ページへ

⑬いじめを許さない指導の徹底

未

○児童・生徒に対し、いじめは絶対に許されない行為であることを指導しているか。

どんな場合でも、いじめを行う方法で対処してはならない。

同じ言葉や行為でも、人によって感じ方が異なる。

相手が心身の苦痛を感じる行為は「いじめ」になる。

⇒29ページへ

⑭合意形成や意思決定の場面の設定

未

○日常の授業において、児童・生徒同士が話し合い、合意形成や意思決定を行う場面を設定しているか。

多様性や互いのよさを認め合える態度の育成

授業で…



グループでの
対話や協議



集団での
課題解決

授業以外で…



部活動で



友達との関わりで



家庭生活で

異なる意見や考えを基に、様々な解決の方法を模索したり、折り合いを付けたりする場面を、日常的に設定する。

⇒21・32ページへ

ポイント5 保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図る ＜保護者との日常からの信頼関係に基づく取組の推進＞

⑮基本方針の周知

未

○保護者に対して、保護者会や学年便り等を活用し、「学校いじめ防止基本方針」の内容について伝えているか。



学校ホームページへの掲載



学年便りでの周知

年度当初の
保護者会で



道徳授業地区
公開講座で

全ての教職員が分かりやすい言葉で説明
「知らせる」のみならず、「伝える」ように

⇒36ページへ

⑯保護者への対応方針の伝達

対重

○いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に、解決に向けた対応方針を伝えているか。

双方の保護者に対して
「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を
丁寧に説明する。

その上で…

・被害の子供の保護者に対して

子供の安全確保、心理的ストレスや不安の
解消についての説明 等

・加害の子供の保護者に対して

いじめの行為を行う背景を踏まえた指導、
家庭での指導の依頼 等

互いの子供が安心して学校生活を
送ることができるように

⇒63ページへ

ポイント6 社会全体の力を結集し、いじめに対峙する ＜地域、関係機関等との日常からの連携＞

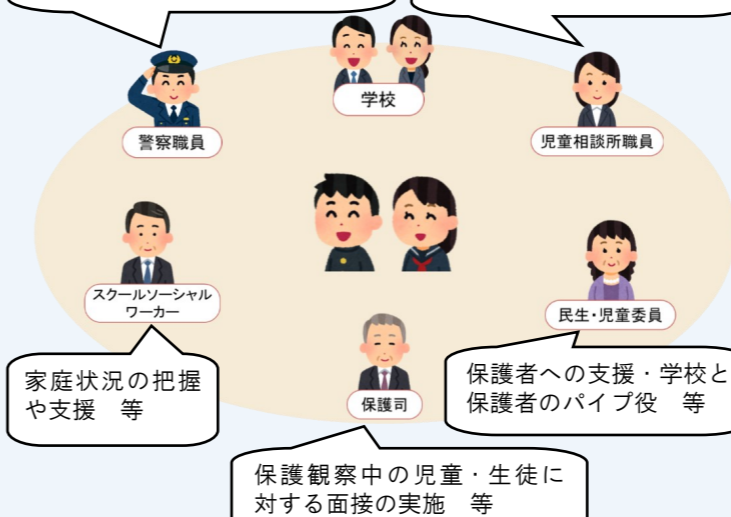
⑰地域、関係機関等との連携

未 発 対重

○学校サポートチームや事案に応じた関係機関の役割について理解しているか。

犯罪行為への対応、少年相談、
補導、地域パトロール 等

児童・生徒及び保護者への
指導と相談 等



普段からのパートナーシップ、
双方向の関係づくりを行う。

⇒36・52～54
ページへ

⑱重大性が高い事案への対応

対重

○いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合、どのように対応すればよいか理解しているか。



例えば…

プロレスと称して、同級生を押さえ付けたり投げたりする。
暴行(刑法第208条)

教科書等の所持品を盗む。
窃盗(刑法第235条)

「学校に来たら危害を加える」と脅すメールを送る。
脅迫(刑法第222条)

被害の子供の安全を確保し、
加害の子供の更生を図る。 ⇒64・75ページへ